

## 用語の定義（業務要求水準書（案）関係）

用 語	内 容
中央合同庁舎第7号館	霞が関コモンゲートにおいて、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、国立教育政策研究所、科学技術・学術政策研究所、会計検査院、及び金融庁が専有して使用する施設をいう。
S P C	事業者が設立する、本事業の遂行のみを目的とする特別目的会社をいう。
改修	国の事由により建物等の性能・機能を初期の水準を超えて改善することをいう。
管理組合	国、一般財団法人霞山会、住友不動産株式会社、霞が開開発特定目的会社、霞が開7号館P F I 株式会社によって構成される霞が開コモンゲート管理組合をいう。
管理組合等	霞が開コモンゲートにおける官民の共用部分の維持管理等を実施する団体をいう。
業績監視	業務の遂行状況を監視し、その達成状態により評価することをいう。 詳細は資料Ⅲ「業績等の監視及び改善要求措置要領（案）」を参照のこと。
業務従事者	事業者のもとで維持管理・運営業務に従事している者をいう。
共用物	入居官署において、複数の省庁の職員が共用する備品等をいう。（例：共用自転車等）
更新	劣化した部位・部材や機器等を、同程度の性能を有した新しい物に取替えることをいう。
公用車	国が直接調達し、公用として用いる車両をいう。
事業者	本事業の実施に携わる落札者として選定された者をいう。
修繕	建築物等の劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を原状又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
職員	文部科学省、スポーツ庁、文化庁、国立教育政策研究所、科学技術・学術政策研究所、会計検査院、及び金融庁の職員をいう。
前事業	維持管理運営期間が令和4年3月31日に終了する、中央合同庁舎第7号館整備等事業をいう。
大規模修繕	(建築) 建物の一側面、連続する一面全体、又は全面に対して行う修繕 (電気) 機器、配線の全面的な更新を行う修繕 (機械) 機器、配管の全面的な更新を行う修繕
庁舎サービスセンター	本事業のS P Cが維持管理・運営業務を遂行するにあたり、国からの業務依頼、業績監視の窓口等となる部署をいう。
定期清掃	月単位、年単位に長い周期で定期的に行う清掃業務をいう。
点検	建築物等の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じ対応措置を判断することを含む。
独立採算事業	P F I 事業の発注者でなく、サービスを受ける者が直接S P Cに対価を支払い、発注者は一切の支払をしないタイプの事業をいう。本事業においては、福利厚生諸室運営業務がこれに該当する。
内部職員	本事業の維持管理・運営業務に従事している入居官署内部の職員をいう。
日常清掃	日単位等の短い周期で日常的に行う清掃業務をいう。
福利厚生諸室運営業務	入居官署の職員の福利厚生のための施設を運営する業務。本件事業においては、職員食堂業務、喫茶業務、喫茶（会計検査院部分）業務、売店業務、売店（コンビニエンスストア）業務、飲食物自動販売機業務をいう。
閉庁日	「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年法律第91号）に定める休日をいう。
防災拠点	地震災害時等において応急対策、復旧・復興等の災害対策活動を円滑に実施するための施設をいう。
保守	建築物等の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗部品又は材料の取替え、注油、汚れ等の除去、部品の調整等の軽微な作業をいう。

用 語	内 容
保全	建築物（設備を含む）および諸施設、外構、植栽などの対象物の全体または部分の機能および性能を使用目的に適合するようにすることをいう。
本事業	中央合同庁舎第7号館維持管理・運営事業（第二期）（仮称）をいい、次の業務をいう。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央合同庁舎第7号館の維持管理業務</li> <li>・中央合同庁舎第7号館の運営業務</li> </ul>
本要求水準書（案）	中央合同庁舎第7号館維持管理・運営事業（第二期）（仮称）業務要求水準書（案）をいう。
民間収益施設	前事業の付帯事業として前事業者が自ら整備した施設をいう。
要求水準	要求水準書に規定されている事項をいう。
来庁者	入居官署を訪れる者をいう。
劣化	建築物の全体又は各部材が、当初の性能・機能の状態から低減していくことをいう。